

会 議 録

会議名 (審議会等名)		相模原市国民健康保険運営協議会				
事務局 (担当課)		国民健康保険課 電話042-704-8909(直通)				
開催日時		平成30年8月2日(木) 15時00分～16時24分				
開催場所		ウェルネスさがみはらA館 5階 会議室				
出席者	委員	10人(別紙のとおり)				
	その他	0人				
	事務局	12人(保険高齢部長、他11人)				
公開の可否		可	不可	一部不可	傍聴者数	0人
公開不可・一部不可の場合は、その理由						
会議次第		1 開 会 2 議 題 (1) 報告事項 相模原市国民健康保険事業の概要について (2) その他 3 閉 会				

審 議 経 過

主な内容は次のとおり。(は委員の発言、 は事務局の発言)

1 開 会

国民健康保険運営協議会会長より、定刻において出席委員数10名により、定足数である過半数を充足し、本会議が成立する旨報告がなされた。

2 議 題

(1)報告事項 相模原市国民健康保険事業の概要について

事務局より資料1-1及び1-2に基づき、相模原市国民健康保険事業の概要について説明を行った。

【質疑・意見等】

毎年、所得の未申告者が多いとのことだが、所得が未申告だとどうなるのか。

所得が未申告の場合については、所得を0円として仮算定するが、法律上の軽減制度が適用されない。国民健康保険税は、所得に対する課税(所得割)一人当たりの課税(均等割)、一世帯当たりの課税(平等割)の合算額となっている。単身者の場合、所得を0円として、均等割及び平等割のみの合算額(応益割)が課税される。

平成29年度と比較して平成30年度の未申告者が多いのはなぜか。

平成30年度の未申告者の数については、6月に当初納税通知書を発送した際の数字である。本課では、未申告者に対して定期的に申告を促しているため、年度末に向けて未申告者数は減少していく傾向にあり、平成30年度においても平成29年度と同水準になるものと思われる。また、随時、税務当局などから所得データの提供を受けており、それらに基づいて未申告者の所得の把握に努めているが、所得がないなど、直接申告していただかないと把握できない方については、毎年4000世帯ほど未申告となっている。

収納率について、目標が達成されていないが、PDCAサイクルなどによる管理など、目標達成に向けた取組が必要と考えるがいかがか。

本市の場合、税方式を採用しており、時効が5年と料方式に比して長く滞納繰越が多い。また、人員体制が整わないなど課題が山積している状況であることから、今後は、市全体の組織のあり方を検討するなど、収納率向上に向けた取組を進めてまいりたい。

神奈川県の中でも相模原市は収納率が低い現状にある。他市の効果的な取組を導入するなど検討されたい。

新聞などで外国人が増加していると伺ったが、影響はあるのか。

影響はないものと捉えている。所得の有無に関わらず、様々な世帯が滞納をしており、その中でも未申告者の滞納の割合が高い傾向にある。原因としては、本市からの通知等を開封していないなど、無反応により滞納するのではないかと考えている。また、相模原市内に住民登録があるのにそこに住んでいない方が多く見られることから、本課では状況把握のための調査を行い、住んでいないことが明らかな場合は、資格を喪失させるなど、資格の適正化を図ることによって、滞納額を減らすことに努めている。

市からの通知等を開封していない方とはどのような方か。

高齢者や若い単身者など、様々な世代の方々が本市からの通知等を開封していただけていないのではと考えている。

無反応な方が多いのであれば、これから導入する国民健康保険コールセンターは効果的であると考えている。

ご意見と同様に捉えている。収納対策についても、滞納額が少ないうちから電話による督促を行えば、滞納額を減らす効果があると考えている。

国民健康保険コールセンターには、高齢者などにも配慮した丁寧な対応をお願いしたい。

ペイジー口座振替受付サービスとはどのようなシステムか。

ペイジー口座振替受付サービスとは、キャッシュカードを端末に通すことで、金融機関への届出印がなくても、簡単に口座振替の登録ができるシステムである。

なるべく多くの方が支払いやすい納税環境を整えていただきたい。

国民健康保険税の納付方法については、口座振替やクレジットカード、納付書など、様々な納付方法を用意している。また、納付書の場合だと、納付忘れも想定されるので、なるべく口座振替を推奨するよう努めている。

国民健康保険税の時効について伺いたい。

国民健康保険税の時効は5年、国民健康保険料の時効は2年となっており、本市は国民健康保険税を採用している。

国民健康保険の加入手続きをしていない方が、加入の手続きをした際の国民健康保険税はどうなるか。

国民健康保険の加入手続きをしていない方が新規で遡って加入した場合、当該年度分を含め、最長で3年度分が課税される。

在留資格がなくても国民健康保険に加入することは可能か。

3ヶ月を超える在留資格があり、かつ、住民登録していれば、国民健康保険に加入できる。ただし、医療を受けることを目的とした在留資格の場合は、国民健康保険に加入することができない。

医療目的かどうかはどのように確認するのか。

住民登録の際、パスポート添付の指定書を見て、医療目的かどうかを確認している。

重複頻回受診については、保険者において十分なチェックをお願いしたい。また、相模原市では給付制限を行っているか。

本市では、給付制限に至った実績はないが、重複頻回受診の対象者に注意喚起の通知を送付している。

滞納が継続すると、国民健康保険証の色が変わると聞いたが、その制度について伺いたい。

滞納が継続すると、国民健康保険証の有効期限が短くなる。それでもなお滞納が継続し、納付や納付の相談がない場合は、国民健康保険証が資格証になり、色が赤に変わる。資格証になってしまうと、受診した際の自己負担が10割となる。

ジェネリック医薬品を推奨していただいているが、地道な取組が効果的であることから、国民健康保険課だけでなく、市全体としても取り組んでほしい。

引き続きジェネリック医薬品の普及啓発に取り組んでまいりたい。

(2)その他について

事務局より資料2に基づき、相模原市国民健康保険財政健全化方針の時点修正について説明を行った。

【質疑・意見等】

特になし。

最後に議事録の作成については、会長及び副会長に一任された。

以 上

国民健康保険運営協議会委員出欠席名簿

	氏 名	所 属 等	備 考	出欠席
1	古岩井 熱子		公募委員	出席
2	佐藤 昭子		公募委員	出席
3	白井 ひろみ		公募委員	出席
4	永田 晃		公募委員	出席
5	木内 哲也	一般社団法人相模原市医師会	保険医等代表	出席
6	陳 勁一	一般社団法人相模原市医師会	保険医等代表	出席
7	野村 篤	公益社団法人 相模原市歯科医師会	保険医等代表	欠席
8	大岡 元	公益社団法人相模原市薬剤師会	保険医等代表	出席
9	会長 工藤 加鶴美	相模原商工会議所	公益代表	出席
10	中牟田 好江	特定非営利活動法人 男女共同参画さがみはら	公益代表	出席
11	中山 光明	相模原市自治会連合会	公益代表	欠席
12	副会長 原 裕子	社会福祉法人 相模原市社会福祉協議会	公益代表	出席